

2015 年中における化学物質に関する諸外国の規制等に関する動向

NTP (National Toxicology Program / 米国国家毒性プログラム)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 2015 年には、NTP の新しい RoC (Report on Carcinogens) 報告はない (13th RoC が最終) 		

ECHA (European Chemicals Agency : 欧州化学品庁)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> REACH 規則に基づく新たな認可対象物質リスト(Authorisation List)への追加はない。 		<ul style="list-style-type: none"> 認可対象物質は、物質の用途および成形品への組み込みが、認可もしくは認可の要件から免除されていない限り設定された日 (以下、日没日) 以降、使用のために上市または自ら使用することができなくなる。認可対象物質には、SVHC (高懸念物質) のように数量や濃度の条件はない。
<ul style="list-style-type: none"> ECHA は以下の 2 物質について、新たに認可対象候補物質リスト (candidate list) に追加した。(2015 年 6 月 15 日) I 1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters; 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の候補物質は、いずれも混合物である。 I は、「フタル酸ジ C6 - C12 アルキルエステルフタル酸ジエステル：フタル酸ジヘキシルを 0.3wt%以上含むフタル酸、 	<ul style="list-style-type: none"> SVHC (高懸念物質) リストの対象物質は認可対象候補物質であり、順次審査を受け、認可対象物質となりうる。 高懸念物質を含む article(成形品) の製造や輸入に際しては、成形品中の高懸念物質

<p>1,2-benzenedicarboxylic acid, mixed decyl and hexyl and octyl diesters with $\geq 0.3\%$ of dihexyl phthalate (CAS No. 68515-51-5; 68648-93-1)</p> <p>II 5-sec-butyl-2-(2,4-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [1],5-sec-butyl-2-(4,6-dimethylcyclohex-3-en-1-yl)-5-methyl-1,3-dioxane [2] [covering any of the individual stereoisomers of [1] and [2] or any combination thereof] (CAS No.-)</p>	<p>デシル、ヘキシル、オクチルジエステル混合物」であり、NITEのWEBサイトでは「ビス [アルキル (C=6, 8, 10)] =フタラートの混合物」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> IIは、「Registry of Intention」時には「KARANAL」とされていた。candidate listでは2つの化学物質 ([1] と [2]) のすべての立体異性体を包含するものという形で定められた。 いずれも労働安全衛生法の通知対象物質とはされていない。 	<p>の総量が製造/輸入業者あたり 1 トン/年を超え、かつ成形品中の高懸念物質の含有濃度が 0.1wt%を超える場合、届出が必要となる。</p> <p>また、成形品中の高懸念物質の含有濃度が 0.1wt%を超える場合は、情報提供等の義務が発生する。</p> <p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 ⑥ 提案理由 <ul style="list-style-type: none"> • Iの物質 <ol style="list-style-type: none"> ① 可塑剤等 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ 生殖毒性 • IIの物質 <ol style="list-style-type: none"> ① 香料 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし。 ⑥ vPvB <p>※ vPvB 残留性及び蓄積性が極めて高い物質</p>
--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> • ECHA は、以下の 5 物質について、新たに認可対象候補物質リスト (candidate list) に追加した。(2015 年 12 月 17 日) <ul style="list-style-type: none"> • Nitrobenzene (98-95-3) • 2,4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol (UV-327) (3864-99-1) • 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol(UV-350)(36437-37-3) • 1,3-propanesultone (1120-71-4) • Perfluorononan-1-oic-acid and its sodium and ammonium salts (375-95-1,21049-39-8,4149-60-4) (※) ※ CAS 番号 375-95-1 は化審法の公表化学物質であり、名称は「パーフルオロアルキルカルボン酸 (C=7~13)」である。他の 2 件の CAS 番号は、NITE の化学物質総合情報提供システムに登録されていない。また、いずれも CAS の一般向けウェブリソースである Common Chemistry で検索すると、「No CAS Registry Number」と出力される。 なお、J-Net21 のサイトでは、これら 3 件の CAS 番号の物質は、それぞれヘプタデカフルオロノナン酸 (C8F17COOH)、ヘプタデカフルオロノナン酸ナトリウム及びヘプタデカフルオロノナン酸アンモニウムとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> • ニトロベンゼン、1, 3-プロパンスルトンは通知対象物質である。 • UV327、UV350、パーフルオロアルキルカルボン酸 (C = 7 ~ 13) は通知対象物質ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> • UV327 <ol style="list-style-type: none"> ① 紫外線吸収剤 ② 2 t (2011 年) ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ vPvB • UV350 <ol style="list-style-type: none"> ① 紫外線吸収剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ vPvB • パーフルオロアルキルカルボン酸 (C = 7 ~ 13) <ol style="list-style-type: none"> ① 界面活性剤 ② データなし ③ 未作成 ④ データなし ⑤ データなし ⑥ 生殖毒性、PBT ※ PBT 残留性、蓄積性、毒性を有する物質
--	---	--

IARC (International Agency for Research on Cancer : 国際がん研究機関 (WHO の外部組織))

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • IARC モノグラフ (Vol.112) (2015 年 3 月) において以下の通り策定した。 <ul style="list-style-type: none"> • 殺虫剤 Diazinon (333-41-5) 2A • 除草剤 Glyphosate (1071-83-6) 2A • 殺虫剤 Malathion (121-75-5) 2A • 殺虫剤 (販売禁止農薬) Parathion (56-38-2) 2B • 殺虫剤 (失効農薬) Tetrachlorvinphos (22248-79-9) 2B 	<ul style="list-style-type: none"> • Diazinon、Malathion 及び Parathion は通知対象物質である。 • Glyphosate (グリホサート) 及び Tetrachlorvinphos (テトラクロルビンホス/CVMP) は安衛法上の規制対象物質ではない。 <p>※ Diazinon、Malathion 及び Glyphosate は平成 29 年のばく露作業報告の対象物質である。</p>	<p>【解説】</p> <p>○IARC では、ヒトへの発がん可能性につき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 : ヒトに対して発がん性がある 2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある 2B : ヒトに対する発がん性の可能性がある 3 : データが充分ではないため、ヒトに対する発がん性に分類できない 4 : ヒトに対しておそらく発がん性はないに分類して、IARC Monograph (発がん性評価書) として公表している。 <p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ ACGIH 勧告 ⑤ 日本産業衛生学会勧告 <ul style="list-style-type: none"> • Glyphosate (29 年ばく露報告対象物質) <ol style="list-style-type: none"> ① 除草剤 ② データなし ③ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 1、生殖毒性：区分 2、特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)：区分 3 (麻酔作用)、特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)：区分 2 (唾液腺) ④ なし ⑤ なし • Tetrachlorvinphos <ol style="list-style-type: none"> ① 殺虫剤 (失効農薬)

		② データなし ③ 急性毒性(経口):区分4、急性毒性(経皮):区分4、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):区分3(麻酔作用)、 ④ なし ⑤ なし
<ul style="list-style-type: none"> • IARC モノグラフ (Vol.113) (2015年7月) において以下の通り策定した。 <ul style="list-style-type: none"> • 殺虫剤 DDT (50-29-3) 2A • 殺虫剤 Lindane (58-89-9) 1 • 除草剤 2,4-Dichlorophenoxyacetic acid (94-75-7) 2B 	<ul style="list-style-type: none"> • 3物質の全てが、通知対象物質である。 ※ 2,4-Dichlorophenoxyacetic acid は平成29年のばく露作業報告の対象物質である。 	
<ul style="list-style-type: none"> • IARC モノグラフ (Vol.114) はレッドミート等であるので省略 	(省略)	(省略)
<ul style="list-style-type: none"> • IARC は、2016年2月の第115回モノグラフ会合において、以下の7物質を検討した【参考】 <ul style="list-style-type: none"> • ヒドラジン(302-01-2) 2A • 2-メルカプトベンゾチアゾール(149-30-4) 2A • ジメチルホルムアミド(68-12-2) 2A • 3-クロロ 2-メチルプロペン(563-47-3) 2B • 1-ブロモプロパン(106-94-5) 2B • ジメチル-p-トルイジン(99-97-8) 2B • テトラブロモビスフェノール A (79-94-7) 2A 	(来年度報告) <ul style="list-style-type: none"> • なお、2-メルカプトベンゾチアゾール、3-クロロ 2-メチルプロペン、ジメチル-p-トルイジン、テトラブロモビスフェノール A は通知対象物質ではない。 • また、1-ブロモプロパンは、2月の政令改正の追加対象物質である。 	(来年度報告)

ACGIH (American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc : 米国労働衛生専門家会議)

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年内の改正 <ul style="list-style-type: none"> • Acetone (67-64-1) TWA 500 ⇒ 250 【ppm】 STEL 750 ⇒ 500 【ppm】 • Lithium hydride (7580-67-8) (変更提案なし) • Methyl formate (107-31-3) TWA 100 ⇒ 50 【ppm】 STEL 150 ⇒ 100 【ppm】 – ⇒ Skin • Oxalic acid, anhydrous and dihydrate (144-62-7) TWA 1as Oxalic acid⇒1 【mg/m³】 STEL 2as Oxalic acid⇒2 【mg/m³】 • Phenyl isocyanate (103-71-9) TWA – ⇒ 0.005 【ppm】 STEL – ⇒ 0.015 【ppm】 – ⇒ Skin ;DSEN;RSEN • 1,2,3-Trichloropropane (96-18-4) TWA 1 ⇒ 0.005 【ppm】 Skin:A3 ⇒ A2 • Triethylamine (121-44-8) TWA 1 ⇒ 0.5 【ppm】 STEL 3 ⇒ 1 【ppm】 Skin:A4 ⇒ Skin:A4 	<ul style="list-style-type: none"> • Acetone, Lithium hydride, Methyl formate, Oxalic acid, anhydrous and dihydrate, 1,2,3-Trichloropropane, Triethylamine は通知対象物質である。 • Phenyl isocyanate は通知対象物質ではない。 	<p>○ ACGIH では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、 A1：ヒト発がん性が確認された物質 A2：ヒト発がん性が疑わしい物質 A3：動物発がん性が確認され、ヒト発がん性との関連性が未知の物質 A4：ヒト発がん性に分類しかねる物質 A5：ヒト発がん性の疑いがない物質 に分類して、提案理由書とともに公表している。</p> <p>【未規制物質の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 用途 ② 製造量 ③ モデル SDS (健康関連) ④ 日本産業衛生学会勧告 ⑤ TLV Basis <ul style="list-style-type: none"> • Phenyl isocyanate <ol style="list-style-type: none"> ① 脱水剤, ウレタン原料, アルコール・フェノール類の確認試薬 ② データなし ③ 未作成 ④ なし ⑤ URT irr

内 容	日本における措置状況	備 考
<ul style="list-style-type: none"> • 2015 年内の勧告 <ul style="list-style-type: none"> • アトラジン [1912-24-9] (新規) 2mg/m³ (暫定) • 1,4-ジオキサン [123-91-1] (皮) (変更) 1ppm 3.6mg/m³ (暫定) 発がん性：2B • 1,4-ジクロロ-2-ブテン [764-41-0] (新規) 0.002ppm (暫定) 発がん性：2B (暫定) • テトラヒドロフラン [109-99-9] (皮) (変更) 50ppm 148mg/m³ (暫定) • トリクロロエチレン [79-01-6] (変更) 25ppm 135mg/m³ 発がん性：1 (暫定) 感作性 (皮膚)：2 (暫定) • 二硫化炭素 [75-15-0] (皮) (変更) 1ppm 3.13mg/m³ (暫定) • 無水トリメリット酸 [552-30-7] (変更) 0.0005mg/m³ (暫定) 0.004mg/m³ (最大値) (暫定) 感作性 (気道)：1 • 無水マレイン酸 [108-31-6] (変更) 0.1ppm 0.4mg/m³ 感作性 (皮膚)：2 感作性 (気道)：2 	<ul style="list-style-type: none"> • いずれも安衛令別表第9の対象物質である。 	<p>○日本産業衛生学会では、許容濃度の勧告を行うとともに、発がん性を、</p> <p>第1群：ヒトに対して発がん性があると判断できる物質である。</p> <p>第2群：ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質である。</p> <p>第2群A：証拠が比較的十分な物質</p> <p>第2群B：証拠が比較的十分でない物質</p> <p>に分類し、提案理由書とともに公表している。</p>

その他 2015 年中における化学物質に関する諸外国の規制等に関する動向

- 判例：① 本資料には、2015 年 1 年間に諸外国の公的な機関において、個別の化学物質に関して、その有害性に関連して新たな規制や評価等が行われたものであって、WEB 上で内容の確認ができたものを列記している。
- ② 化学物質の名称は原則として原典に従い、カッコ書きで（和名／CAS 番号／我が国の通知対象物質の該当性等）を記した。なお、和名は暫定的なものである。
- ③ 我が国の通知対象物質でないもの等については、原則として、以下の表記をした。ただし、その規制や評価等が暫定的であるもの、新規化学物質に関するもの、明らかに職業ばく露との関連性が低いもの等は除いた。
- ・ 諸外国における新たな規制等の内容の概略
 - ・ 【日本における製造輸入量／用途／モデル SDS 作成の有無／TLV・許容濃度】
 - ・ 遺伝子評価 WG の検討状況等（記述のないものは未検討）

I 国際機関

(1) OECD

- 2015 年 9 月 29 日、OECD は、Per- and polyfluoroalkyl substances (PFASs) の環境リスク削減のためのアプローチに関するクロスカントリー分析結果報告書 (OECD Environment, Health and Safety Publications Series on Risk Management No. 29) を公表した。
 - ・ Per- and polyfluoroalkyl substances (フッ素化置換アルキル化合物及びポリフッ素化アルキル化合物 (PFASs) /CAS 番号：特定で

きず／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：データなし／用途：乳化剤等／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

※ EPAによると、米国では、パーフルオロアルキルスルホン酸類（PFAS（or PFOS））の使用は、2000年から2002年までの間に廃止された。米国では2002年に88種のPFASの製造又は輸入が有害物質規制法（TSCA）の下で規制され、2006年には183種のPFASについての重要新規利用規則（SNUR）を提案する連邦政府官報が公示された。

II 北米大陸

(1) 米国 EPA

- 米国 EPA は、有害物質規制法（TSCA）に基づき、以下の化学物質について重要新規利用規則（SNUR）の最終規則を公布した。なお、SNUR とは、リスクアセスメントを行なった結果、その物質に関するリスクを評価する十分な情報がなく、かつ①人や環境に不当なリスクをもたらすおそれがある、又は②相当量の環境への放出若しくはばく露のおそれがある、と判断した化学物質の製造、輸入又は利用に対して制限又は禁止するものである。

ア 既存物質

(ア) 2015年11月23日発効

- ・ Hexabromocyclododecane（ヘキサブロモシクロドデカン／25637-99-4／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし／用途：樹脂難燃化剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】
- ・ 1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane（1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン／3194-55-6／安衛法（日）の非通知対象物質）の一般消費者向け繊維製品（自動車用途を除く）
【日本における製造輸入量：データなし／用途：樹脂難燃化剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

(イ) 2015年4月6日発効

- ・ Pentane, 1,1,1,2,3,3-hexafluoro-4-(1,1,2,3,3,3-hexafluoropropoxy)-（1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ）ペンタン／870778-34-0／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

イ 新規化学物質【参考】

- ・ 6月10日に提案された30物質（5件）のうち29物質（新規）（2016年2月2日発効）。
 - ・ 5物質（新規）（2016年1月12日発効）
 - ・ 30物質（新規）（2015年12月1日発効）
 - ・ 25物質（新規）（2015年7月7日発効）
 - ・ 27物質（新規）（2015年4月3日発効）
-
- 2015年7月1日、米国EPAは、住宅、工業及び商業の目的に一般的に使用されている殺虫剤 Propoxur の、ある種の使用の中止を提案していると公表した。屋内でスプレーされたとき、ヒト健康に容認できないリスク（unacceptable risks）があると判明したため。
 - ・ Propoxur（N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルオキシフェニル（別名プロポキスル）／114-26-1／安衛法（日）の通知対象物質）

 - 米国EPAは、1-Bromopropane を緊急対処計画および地域住民の知る権利法(the Emergency Planning and Community Right-to-Know Act=EPCRA) の第313条の対象に追加することを公表した。（2015年11月30日発効）
 - ・ 1-Bromopropane（1-ブロモプロパン／106-94-5／企画検討会の前回検討対象物質）

 - 2015年3月23日、米国EPAは、TSCAのWork Planに基づき、塗料及びコーティング除去に用いられるN-Methylpyrrolidoneの最終的なリスク評価結果を公表した。これによると、塗料やコーティング剥離剤へのばく露による妊婦および出産可能年齢の女性に対するリスクが確認（identified）されており、1日4時間以上の取扱いの場合、保護具によってもリスクを十分に引き下げることができない。
 - ・ N-Methylpyrrolidone（N-メチルピロリドン（NMP）／872-50-4／企画検討会の前回検討対象物質）（遺伝毒性評価WGで「遺伝毒性なし」と評価済）

 - 2014年12月25日、米国EPAは、EPA研究者によるperfluorononanoic acidが、（マウスで）perfluorooctane sulfonate（パーフルオロオクタン・スルホン酸塩／PFOS）又はperfluorooctanoic acid（パーフルオロオクタン酸／PFOA）に相当する（comparable）発達毒

性を示すという論文を公表した。なお、当該物質については、SVHC としてスウェーデンより提案（提案理由は PBT＝難分解性、かつ蓄積性、かつ有害性）されたため、ECHA がパブリックコメントを行った。

- ・ perfluorononanoic acid（パーフルオロノナン酸（PFNA）／375-95-1／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし／用途：界面活性剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

（2）米国 NTP

- NTP は以下の物質について長期発がん試験報告書（Long-Term Study Reports & Abstracts）を 2015 年に発行した（591 報まで）。

ア 正式報告書（Report）7 物質

- ・ Glycidamide【588 報】（グリシドアミド／5694-00-8／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし（試薬を除けば、意図的に生産されるものではない）／用途：データなし（アクリルアミドの代謝物として知られているが、一部の食品中に含まれることがある）／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】
- ・ Tetrabromobisphenol A【587 報】（2,2'-ビス（4'-ヒドロキシ-3',5'-ジブロモフェニル）プロパン／79-94-7／安衛法（日）の非通知対象物質）（遺伝毒性評価 WG で「遺伝毒性なし」と評価済）

Tetrabromobisphenol A was not mutagenic in *Salmonella typhimurium* strains TA98, TA100, TA1535, or TA1537, or *E. coli* strain WP2 *uvrA/pKM101*, with or without exogenous metabolic activation. *In vivo*, no increases in micronucleated normochromatic erythrocytes were observed in male or female B6C3F1/N mice following 3 months of administration of tetrabromobisphenol A by gavage; no significant changes in the percentage of circulating polychromatic erythrocytes were observed in dosed mice, suggesting that tetrabromobisphenol A did not induce bone marrow toxicity over the dose range tested.

- 【日本における製造輸入量：10,000 - <20,000 (t/y)（化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013 年度）／用途：難燃剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】
- ・ CIMSTAR3800【586 報】（和名なし（金属作動流体）／CAS 番号なし／安衛法（日）の通知対象物質＝鉱油として）
- ・ Bromodichloroacetic acid【583 報】（ブロモジクロロ酢酸／71133-14-7／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし（試薬を除けば、意図的に生産されるものではない）／用途：データなし（水道原水中の

有機物質や臭素及び消毒剤（塩素）とが反応し生成される消毒副生成物質の一つ）／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- Vinylidene Chloride 【582 報】（1,1-ジクロロエチレン／75-35-4／安衛法（日）の通知対象物質）
- Cobalt Metal 【581 報】（金属コバルト／7440-48-4／安衛法（日）の通知対象物質）
- β -Picolin 【580 報】（3-メチルピリジン／108-99-6／安衛法（日）の非通知対象物質）

Under the conditions of these 2-year drinking water studies, there was no evidence of carcinogenic activity* of β -picoline in male F344/N rats exposed to 156.25, 312.5, or 625 mg/L. There was some evidence of carcinogenic activity of β -picoline in female F344/N rats based on increased incidences of alveolar/bronchiolar adenoma and alveolar/bronchiolar adenoma or carcinoma (combined). There was equivocal evidence of carcinogenic activity of β -picoline in male B6C3F1/N mice based on increased incidences of alveolar/bronchiolar adenoma and alveolar/bronchiolar adenoma or carcinoma (combined). There was clear evidence of carcinogenic activity of β -picoline in female B6C3F1/N mice based on the increased incidences of alveolar/bronchiolar adenoma or carcinoma (combined) in the lung and of hepatocellular carcinoma and hepato-blastoma in the liver. Exposure to β -picoline caused increased incidences of nonneoplastic lesions of the lung in female mice and the nose in male and female mice.

【日本における製造輸入量：5,000 - <6,000 (t/y)（化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013 年度）／用途：医薬・農薬・有機ゴム薬品原料／モデル SDS：作成済（急性毒性（経口）：区分 4／急性毒性（経皮）：区分 3／急性毒性（吸入：蒸気）：区分 3／皮膚腐食性・刺激性：区分 1A-1C／眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 1／STOT SE：区分 1（神経系）／STOT SE：区分 3（麻酔作用 気道刺激性）／STOT ME／区分 1（肝臓））／TLV・許容濃度：なし（MAK 値・WEL 値・SCOEL 値：データなし）】

イ ドラフト (Draft) 【参考】

- TRIM VX 【591 報】（和名なし：金属作動流体／CAS 番号なし／安衛法（日）の通知対象物質＝鉱油として）
- Antimony Trioxide 【590 報】（三酸化二アンチモン／1309-64-4／安衛法（日）の通知対象物質）
- Pentabromodiphenyl Ether Mixture DE-71 (Technical Grade) 【589 報】（ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）・エーテル混合物

／ペンタブロモ：32534-81-9／安衛法（日）の非通知対象物質）

- ・ Green Tea Extract 【585 報】（緑茶抽出物／CAS 番号なし／安衛法（日）の非通知対象物質）
- ・ Indole-3-Caribinol 【584 報】（3-インドールメタノール／700-06-1／安衛法（日）の非通知対象物質）

● NTP は 5-Amino-o-cresol について短期毒性試験報告書（Short-term Toxicity Reports）を 2015 年に発行した（89 報）。【参考】

- ・ 5-Amino-o-cresol（2-メチル-5-アミノフェノール／2835-95-2／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：1,000 ㎏（t/y）（化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013 年度）／用途：染料中間体／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

（3）米国その他の機関

● 2015 年 2 月 9 日、米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）は、Toxaphene 及び Trichlorobenzenes について最終毒性学的プロファイル（Final Toxicological Profiles）を公表した。

- ・ Toxaphene（トキサフェン／8001-35-2／安衛法（日）の通知対象物質）
- ・ Trichlorobenzenes（トリクロロベンゼン／CAS 番号：特定できず／1,2,4-トリクロロベンゼンは安衛法（日）の通知対象物質）

（4）米国カリフォルニア州

● 米国カリフォルニア州環境保護庁環境健康有害性評価局（OEHHA）は、Proposition65（カリフォルニア州 安全飲料水及び有害物質執行法）に関し、以下の物質の追加等を告示した。これにより一定の場合を除き、発がん性等の警告が義務付けられるとともに、飲料水源への流入の恐れがある場合の排出が規制される。

ア 生殖毒性物質リスト／生殖発達毒性リスト

（ア）2015 年 12 月 14 日発効（トリアジン及びトリアジン代謝物）

- ・ Atrazine（アトラジン／1912-24-9／安衛法（日）の通知対象物質）
- ・ Propazine（プロパジン／139-40-2／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：データなし／用途：林業用除草剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ Simazine (シマジン／122-34-9／安衛法 (日) の非通知対象物質) and their Chlorometabolites

【日本における製造輸入量：データなし／用途：農薬 (除草剤)／モデル SDS：作成済 (眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 2B／皮膚感作性：区分 1／STOT ME：区分 2 (神経系))／TLV・許容濃度：なし】

- ・ 2,3-Diamino-6-chloro-s-triazine (DACT) (2,4-ジアミノ-6-クロロ-1,3,5-トリアジン／3397-62-4／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：農薬 (除草剤)／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ deethylatrazine (DEA) (ジエチルアトラジン／6190-65-4／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：農薬 (除草剤)／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ deisopropylatrazine (DIA) (ジイソプロピルアトラジン／1007-28-9／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：農薬 (除草剤)／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

(イ) 2015 年 12 月 4 日発効

- ・ 2,5-Hexanedione (アセトニルアセトン／110-13-4／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：有機合成中間体／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ Methyl-n-butyl ketone (メチル-n-ブチルケトン／591-78-6／安衛法 (日) の第 2 種有機溶剤) = 生殖毒性エンドポイント (発達毒性) を追加

(ウ) 2015 年 11 月 27 日発効

- ・ Topiramate (トピラマート／97240-79-4／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：抗てんかん薬／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

(エ) 2015 年 6 月 19 日発効

- ・ Ethylene Glycol (エチレングリコール／107-21-1／安衛法 (日) の通知対象物質)

(オ) 2015 年 5 月 11 日発効

- ・ Bisphenol A (ビスフェノール A (BPA)／80-05-7／安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：401,103 (t/y) (化審法：一般化学物質製造・輸入数量 (2013 年度) /用途：エポキシ樹脂, ポリカーボネート, 可塑性ポリエステル原料等/モデル SDS：作成済 (急性毒性 (経口)：区分 5/急性毒性 (経皮)：区分 5/眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 1/皮膚感作性：区分 1/生殖毒性：区分 2/STOT SE：区分 1 (呼吸器) /STOT SE：区分 3 (麻酔作用/STOT ME：区分 2 (腎臓 呼吸器 肝臓)) /TLV・許容濃度：なし。(なお他の OEL をみると、英国の WEL (Long-term exposure limit) は 10mg/m³ (インハラブル粒子)、独国の MAK value (1996) は 5mg/m³ (inhalable dust fraction)、欧州の SCOEL は 2mg/m³ (as inhalable dust) となっている。】

- ・ 2,5-Hexanedione (アセトニルアセトン/110-13-4/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：有機合成中間体/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

イ 発がん性物質リスト

(ア) 2015 年 12 月 4 日発効

- ・ Aloe vera, whole leave extract (アロエベラ全葉抽出物/CAS 番号なし/安衛法 (日) の非通知対象物質)
- ・ Goldenseal root powder (ゴールドenseal 根粉末/CAS 番号なし/安衛法 (日) の非通知対象物質)

(イ) 2015 年 8 月 25 日発効

- ・ pyrazachlor (CMNP) (5-クロロ-3-メチル-4-ニトロ-1H-ピラゾール/6814-58-0/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし (レリアーセと呼ばれる摘果剤) /モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

(ウ) 2015 年 8 月 14 日発効

- ・ Teriparatide (テリパラチド/52232-67-4/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：医薬 (骨粗鬆症治療薬) /モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

(エ) 2015 年 3 月 27 日発効

- ・ beta-Myrcene (ミルセン/123-35-3/安衛法 (日) の非通知対象物質) (遺伝毒性評価 WG で「遺伝毒性なし」と評価済)

【日本における製造輸入量：4,000 - <5,000 (t/y) (化審法：一般化学物質製造・輸入数量 (2013 年度) /用途：精油調合, マスキング用香料, 食品香料, 単品香料原料/モデル SDS：作成済 (皮膚腐食性・刺激性：区分 2/発がん性：区分 2/生殖毒性：

区分2) /TLV・許容濃度：なし】

(オ) 2015年1月23日発効

- ・ Mitoxantrone hydrochloride (ミトキサントロン二塩酸塩 (医薬 (抗悪性腫瘍剤)) /70476-82-3/安衛法 (日) の非通知対象物質) (強い変異原性が認められた化学物質として指導済)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：医薬 (抗悪性腫瘍剤) /モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

(カ) 2015年11月20日発効

- ・ Diaminotoluene (mixed)=リストから削除

(5) カナダ

- カナダ政府は、有毒または有毒であると疑われる以下の4物質の製造輸入等の条件を告示した。

ア 2015年10月17日

- ・ alcohols, C12-18, ethoxylated, reaction products with 1,6-diisocyanatohexane and polyethylene-polypropylene glycol=未反応のまま消費者用製品の製造に用いてはならない (和名なし/72968-35-5/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

- ・ 1,2-Benzenedicarboxylic acid, mixed C8-11-alkyl and 2-ethylhexyl and hexyl and isononyl diesters=玩具・子供用品に1wt%以上含まれてはならない (和名なし/1415043-91-2/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

- ・ 1,2-propanediol, 1,2-dibenzoate=塗料、繊維、インクのような特定の用途にのみ使用できる。(二安息香酸 1,2-プロパンジイル/19224-26-1/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

- ・ 1,2-cyclohexanedicarboxylic acid, 1-butyl 2-(phenylmethyl) ester=玩具、育児用品、化粧品及び自然健康製品に使用してはならない。(和名なし/1200806-67-2/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

イ 2015年4月25日

- ・ Actinosynnema pretiosum strain 3-459 (有機体) (和名なし/CAS 番号なし (生物) /安衛法 (日) の非通知対象物質)

- カナダ政府は、以下の物質についてカナダ環境保護法に基づき重要新規活動 (SNAC) を告示した。

(1) 2015年10月3日

- ・ silicic acid, sodium salt, hydrolysis products with 1-[(substituted methoxy)alkyl]silanetriol

(2) 2015年4月25日

- ・ Actinosynnema pretiosum strain 3-459 (前出)

(3) 2015年3月14日

- ・ 9-Decenamamide, N,N-dimethyl- (和名なし/1356964-77-6/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

(4) 2015年2月14日

- ・ Oxirane, 2-methyl-, polymer with oxirane, ether with 1,2,3-propanetriol (3:1),
tris[N-[methyl-3-[[nonylphenoxy]carbonyl]aminophenyl]carbamate] (和名なし/959468-05-4/安衛法 (日) の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成/TLV・許容濃度：なし】

- カナダ政府は、Aluminum/Magnesium Phosphide and Phosphine Gas について、追加のリスク管理対策を公表し、再評価を実施することを決定した。(2015年8月27日)

III 欧州

(1) ECHA

- 2015年12月9日、ECHA (社会経済分析専門委員会(SEAC)) は、Bisphenol A 及び PFOA の制限提案に対する最終意見を採択した。

- Bisphenol A (前出) = 感熱紙への使用制限
 - PFOA (ペルフルオロオクタン酸/335-67-1/前回検討物質) (遺伝毒性評価 WG で「遺伝毒性なし」と評価済)
- 2015年12月4日、ECHAは、PIC規則(危険化学品の輸出入に関する2012年7月4日付欧州議会・理事会規則649/2012)の附属書Iに以下の12物質を新たに追加(累計143物質)した(2016年2月1日発効)と公表した。PIC規則は、いわばPIC条約(ロッテルダム条約)のEU版であり、対象物質をEU各国へ輸出する場合には相手国への通知(場合によっては同意)が必要となる。
- 1,1-Dichloroethene (1,1-ジクロロエチレン/75-35-4) / 安衛法(日)の通知対象物質)
 - 1,1,2-Trichloroethane (1,1,2-トリクロロエタン/79-00-5/安衛法(日)の通知対象物質)
 - 1,1,1,2-Tetrachloroethane (1,1,1,2-テトラクロロエタン/630-20-6/安衛法(日)の非通知対象物質)
 【日本における製造輸入量：データなし/用途：データなし/モデル SDS：未作成(国際化学物質安全性カードが作成されている。また2013年9月に米国カリフォルニア州 Proposition65 の発がん性物質リストに追加された。) / TLV・許容濃度：なし】
 - 1,1,2,2-Tetrachloroethane (1,1,2,2-テトラクロロエタン/79-34-5/安衛法(日)の第二類特定化学物質)
 - Dibutyltin compounds (ジブチルスズ化合物(別名：DBT)(2個のブチル基がスズ原子と共有結合した化合物の総称) / 683-18-1 : 77-58-7 : 78-04-6 : 818-08-6 : 1067-33-0 : 10584-98-2 : 25168-24-5 / 安衛法(日)通知対象物質 = 「すず及びその化合物」として。なお、CAS No. 10584-98-2 は遺伝毒性評価 WG で「遺伝毒性なし」と評価済)
 - Dioctyltin compounds (ジオクチルスズ化合物(別名 DOT) / CAS 番号なし)
 - Fenbutatin oxide (酸化フェンブタスズ/13356-08-6/安衛法(日)の通知対象物質)、
 - Lead compounds (鉛化合物/CAS 番号なし/鉛及びその無機化合物は安衛法(日)の通知対象物質)
 - Pentachloroethane (ペンタクロロエタン/76-01-7/安衛法(日)の非通知対象物質)
 【日本における製造輸入量：データなし/用途：溶剤/モデル SDS：作成済(STOT SE：区分3(麻酔作用)) / TLV・許容濃度：なし】
 - Trichlorobenzene (1,2,4-トリクロロベンゼン/120-82-1/安衛法(日)の通知対象物質)
 - Commercial pentabromodiphenyl ether, including (tetrabromodiphenyl ether、pentabromodiphenyl ether)
 - tetrabromodiphenyl ether (テトラブロモジフェニルエーテル類/40088-47-9/安衛法(日)の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし（商業用ペンタブロモジフェニルエーテルに含まれる代表的な異性体である。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質で、ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質である。）／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ pentabromodiphenyl ether（ペンタブロモジフェニルエーテル／32534-81-9／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし／モデル SDS：作成済（眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 2B／STOT ME：区分 1（甲状腺））／TLV・許容濃度：なし】

- ・ Commercial octabromodiphenyl ether, including (hexabromodiphenyl ether、heptabromodiphenyl ether)

- ・ hexabromodiphenyl ether（ヘキサブロモジフェニルエーテル／31153-30-7／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：データなし／用途：プラスチック難燃剤（製造・使用等禁止）／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし／TLV・許容濃度：なし】

- ・ heptabromodiphenyl ether（ヘプタブロモジフェニルエーテル／68928-80-3／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- 2015年9月14日、ECHAは、バイオサイド製品のレビュープログラム規則に基づき、塩化アルミニウム5水和物について、一定の使用をする場合には届出の必要があると公表した。

- ・ 塩化アルミニウム5水和物（和名：同／CAS番号：データなし／安衛法（日）の通知対象物質＝「アルミニウム水溶性塩」として）

（2）欧州委員会

- 2015年7月7日、欧州委員会 SCENIHR は、DEHP等（フタル酸類）を含有する医療用具の安全性に関する最終意見を公表した。
- 2015年5月8日、欧州委員会 SCENIHR は、歯科用アマルガムとその代替品の安全性に関する最終意見を公表した。
- 職業暴露限界に関する科学委員会の SCOEL リストについて、2015年における新たな公表はない。なお、公表準備中の物が6物質存在しているが、すべて日本の安衛法の通知対象物質である。
 - ・ Hexachlorobenzene（ペルクロロベンゼン／118-74-1／安衛法（日）の通知対象物質）

- Chloromethane (クロロメタン/74-87-3/安衛法(日)の通知対象物質)
- Isoamyl alcohol (イソペンチルアルコール/123-51-3/安衛法(日)の通知対象物質)
- Aniline (アニリン/62-53-3/安衛法(日)の通知対象物質)
- 4-aminotoluene (p-トルイジン/106-49-0/安衛法(日)の通知対象物質)
- Di-n-butyl phthalate (ジブタン-1-イル=フタラート/84-74-2/安衛法(日)の通知対象物質)

(3) 英国

- 英国 HSE 職業暴露限界値 (WEL) リストは 2015 年中には動きはない。
- 英国安全衛生庁 (HSE) は、Benzalkonium Chloride (BAC) 及び Didecyl Dimethyl Ammonium Chloride (DDAC) の残留基準値 (MRL) を、8 月 12 日から執行することを公表した。
 - Benzalkonium Chloride (BAC) (塩化ベンザルコニウム/8001-54-5/安衛法(日)の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：消毒剤、防腐剤/モデル SDS：作成済(急性毒性(経口)：区分 3/急性毒性(経皮)：区分 3/急性毒性(吸入：粉塵、ミスト)：区分 2/皮膚腐食性/刺激性：区分 1/眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：区分 1/皮膚感作性：区分 1/生殖毒性：区分 2/STOT SE：区分 2(肺)) /TLV・許容濃度：なし】
 - Didecyl Dimethyl Ammonium Chloride (DDAC) (塩化ジデシルジメチルアンモニウム/7173-51-5：8001-54-5/安衛法(日)の非通知対象物質)

【日本における製造輸入量：データなし/用途：消毒剤、防腐剤/モデル SDS：作成済(7173-51-5(急性毒性(経口)：区分 3/急性毒性(吸入：粉じん及びミスト)：区分 2/皮膚腐食性/刺激性：区分 1C/眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 1/皮膚感作性：区分 1/STOT SE：区分 2(全身毒性) /STOT ME：区分 2(全身毒性))、8001-54-5(急性毒性(経口)：区分 3/急性毒性(経皮)：区分 3/急性毒性(吸入：粉塵、ミスト)：区分 2/皮膚腐食性/刺激性：区分 1/眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 1/皮膚感作性：区分 1/STOT SE：区分 2(肺))) /TLV・許容濃度：なし】

(4) ドイツ

- ドイツ研究振興協会（DFG）は、2015年版のWiley Libraryにおいて、以下の11物質を新規に追加した。
 - ・ n-Octadecyl 3-(4'-hydroxy-3',5'-di-*t*-butylphenyl)propionate (3-(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジ-*tert*-ブチルフェニル)プロピオン酸-*n*-オクタデシル/2082-79-3/安衛法(日)の非通知対象物質) (遺伝毒性評価WGで「遺伝毒性なし」と評価済)
 - ⇒MAK : 20mg/m³ (I)、Pregnancy Risk Group : C
 - 【日本における製造輸入量 : 2,000 - <3,000 (t/y) (化審法 : 一般化学物質製造・輸入数量 (2013年度)) /用途 : 酸化防止剤 /モデル SDS : 未作成 /TLV・許容濃度 : なし】
 - ・ Sodium trichloroacetate (ナトリウム=2,2,2-トリクロロアセタート/650-51-1/安衛法(日)の非通知対象物質) (発がん性評価WGで「IARC 2B以上相当」と評価済)
 - ⇒MAK : 2mg/m³ (I)、H (経皮吸収による障害のおそれ)、Pregnancy Risk Group : C
 - 【日本における製造輸入量 : データなし /用途 : 除草剤 (失効農薬) /モデル SDS : 未作成 /TLV・許容濃度 : なし】
 - ・ 4-(2,4,4-Trimethylpentan-2-yl)phenol (4-(2,4,4-トリメチルペンタン-2-イル)フェノール/140-66-9/安衛法(日)の非通知対象物質) (強い変異原性が認められた化学物質として指導済)
 - ⇒MAK : 0.5ppm / 4.3mg/m³
 - 【日本における製造輸入量 : 22,396 (t/y) 化審法 : 優先評価化学物質製造・輸入数量 (2013年度) /用途 : エチルセルロースの安定剤、酸化防止剤、非イオン界面活性剤、油溶性フェノール樹脂およびゴム添加剤の製造など /モデル SDS : 作成済 (急性毒性 (経皮) : 区分4 /眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 2A /生殖毒性 : 区分2 /STOT SE : 区分3 (麻酔作用) /STOT ME : 区分2 (腎臓、肝臓)) /TLV・許容濃度 : なし】
 - ・ Tripsin (トリプシン/9002-07-7/安衛法(日)の非通知対象物質)
 - ⇒感作性物質、空気吸引による感作性物質
 - 【日本における製造輸入量 : データなし /用途 : 食品添加物 (たん白分解酵素)、医薬原料 /モデル SDS : 未作成 /TLV・許容濃度 : なし】
 - ・ Chymo Tripsin (キモトリプシン/9004-07-3/安衛法(日)の非通知対象物質)
 - ⇒感作性物質、空気吸引による感作性物質

【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- Triphenylphosphate isopropylated (和名なし／68937-41-7／安衛法(日)の非通知対象物質) (遺伝毒性評価WGで「遺伝毒性なし」と評価済)

⇒MAK：1mg/m³ (I)、Pregnancy Risk Group：D

(日本における製造輸入量：データなし／用途：塩ビ製品の難燃性可塑剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし)

- PVC (ポリ塩化ビニル／9002-86-2／企画検討会における検討対象物質)

⇒MAK：0.3mg/m³ (multiplied with the material density) (R)

- Dibutan-1-yl phosphonate (ジブタン-1-イル=ホスホナート／1809-19-4／安衛法(日)の非通知対象物質)

⇒現段階ではデータが不十分で、対象物質の MAK 値を評価できない。

【日本における製造輸入量：<1,000 (t/y) 化審法：一般化学物質製造・輸入数量 (2013 年度)／用途：塩ビ製品の難燃性可塑剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- Dioctan-1-yl phosphonate (ジオクタン-1-イル=ホスホナート／1809-14-9／安衛法(日)の非通知対象物質)

⇒現段階ではデータが不十分で、対象物質の MAK 値を評価できない。

【日本における製造輸入量：<1,000 (t/y) 化審法：一般化学物質製造・輸入数量 (2013 年度)／用途：潤滑油添加剤／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- Phenol, 2(or 4)-C9-10-branched alkyl derivs., phosphorothioates (3:1) (和名データなし／126019-82-7／安衛法(日)の非通知対象物質)

⇒現段階ではデータが不十分で、対象物質の MAK 値を評価できない。

【日本における製造輸入量：データなし／用途：データなし／モデル SDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- Bis(4-isocyanatocyclohexan-1-yl)methane (ビス(4-イソシアナトシクロヘキサン-1-イル)メタン／5124-30-1／安衛法(日)の通知対象物質)

⇒感作性物質、皮膚感作性

(5) オランダ【参考】

- オランダ国立公衆衛生環境研究所 (RIVM) は、労働者にとっての新規および新興化学物質リスクの優先順位付けとフォローアップ対応に関するレポートを公表し、経皮暴露で健康に有害影響を与える可能性のある新規および新興化学物質リストを拡大した。(2015年7月8日)
- オランダ RIVM は、ナノ物質のグループ分け及びリードアクロスに向けて、文献レビューを行い、物理化学的性質と毒性に関するデータセットを公表した。(2015年6月4日)
- オランダ RIVM は、労働環境中において曝露しやすい発がん性物質や混合物、曝露のプロセスなどをリスト化し公表した。(2015年6月2日)
- オランダ RIVM は、ナノマテリアルのヒト健康及び環境リスク評価の政策及び科学的な現状に関する報告書を公表した。(2015年4月28日)
- オランダ RIVM は、EU 域内における 47 の物質及び物質群の職業ばく露限界(Occupational Exposure Limits, OEL)の概要を公表した。(2015年2月23日)
- オランダ RIVM は、環境、消費者及び労働者にとって有害となる化学物質をグループ化し、大きなリスクとなり得る化学物質の広範なリストを作成したことを公表した。(2015年2月11日)

IV アジア

- 韓国 ME (環境部) は、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」に基づき、登録対象既存化学物質として 510 の化学物質を官報告示した。なお、登録対象既存化学物質には、これら 510 物質の水和物が含まれる。(2015年7月1日環境部告示第 2015-92 号)【参考】
- 韓国は、環境部告示第 2015-9 号 (有毒物質及び制限物質・禁止物質の指定) を制定及び一部改正した。(2015年1月25日制定、2015年3月12日改正)【参考】
- 中国工業情報化部 (MIIT) は、2016年1月1日より、自動車 (乗用車) について 6 種の化学物質 (鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、PBBs (ポリ臭化ビフェニル) と PBDEs (ポリ臭素化ジフェニルエーテル)) の使用を禁止 (難燃剤についても同様) すると公表した (公告第 38 号)。なお、これらの物質は、EU の RoHS 指令の対象物質である。

※ これら6物質のうち、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、PBBs（臭素化ビフェニルとして通知対象物質）は安衛法上の規制対象物質である。PBDEs（ポリ臭素化ジフェニルエーテル）は通知対象物質ではない。

- ・ PBDEs（ポリ臭素化ジフェニルエーテル／多数の異性体が存在するためCAS番号を特定できない／安衛法（日）の非通知対象物質）
【日本における製造輸入量：データなし。なお、国内ではペンタ-PBDEは使用されていない／用途：難燃剤／モデルSDS：なし／TLV・許容濃度：なし】

- タイ工業省は、2015年2月25日、有害物質リスト（第2版）を告示した。（累計1,585物質）【参考】

V その他

- オーストラリア国家工業化学品届出審査機構（NICNAS）は、Diisodecyl phthalate 及び Di-n-octyl phthalate の優先評価既存化学品アセスメント最終審査報告書（PEC39）を公表した（発行日5月15日）。これによると「Toxic effects related to repeated DIDP exposure are liver toxicity (increased liver weight in rats) and developmental toxicity (increased incidence of skeletal variations in rats)」 「The liver appears to be the primary target organ from repeated exposure to DnOP. Liver toxicity (weight, histological or clinical chemistry changes) was observed in several repeated dose studies. Developmental effects (skeletal variations) in the absence of maternal toxicity were reported at a concentration of 250 mg/kg bw/day, following repeated exposure to DnOP」などとされている。

- ・ Diisodecyl phthalate（フタル酸ジイソデシル（DIDP）／26761-40-0、68515-49-1／安衛法（日）の非通知対象物質）（遺伝毒性評価WGで「遺伝毒性なし」と評価済）

【26761-40-0：日本における製造輸入量：90,000 - <100,000 (t/y) 化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013年度）／用途：塩ビ可塑剤／モデルSDS：作成済み（生殖毒性：区分2）／TLV・許容濃度：なし】

【68515-49-1：日本における製造輸入量：90,000 - <100,000 (t/y) 化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013年度）／用途：データなし／モデルSDS：未作成／TLV・許容濃度：なし】

- ・ Di-n-octyl phthalate（フタル酸ジノルマルオクチル（DnOP）／117-84-0／安衛法（日）の非通知対象物質）（遺伝毒性評価WGで「遺伝毒性なし」と評価済）

【日本における製造輸入量：90,000 - <100,000 (t/y) 化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013年度）／用途：塩化ビニル

樹脂用可塑剤／モデル SDS：作成済（眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 2B／生殖毒性：区分 2／STOT SE：区分 3（気道刺激性））／TLV・許容濃度：なし】

- オーストラリア NICNAS は、Butyl Benzyl Phthalate の優先評価既存化学品アセスメント最終審査報告書（PEC40）を公表した（発行日 7 月 15 日）。これによると「BBP はヒト健康に対して有害であり、特に生殖毒性（精巣への影響）、胎児毒性（出生体重減、出生異常等）を発現する」などとされている。

- ・ Butyl Benzyl Phthalate（フタル酸ブチルベンジル（BBP）／85-68-7／安衛法（日）の非通知対象物質）

【日本における製造輸入量：<1,000（t/y）化審法：一般化学物質製造・輸入数量（2013 年度）／用途：可塑剤／モデル SDS：作成済（急性毒性（経口）：区分 5／皮膚腐食性・刺激性：区分 2／眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分 2B／生殖細胞変異原性：区分 2／生殖毒性：区分 1B／STOT SE：区分 3（気道刺激性））／TLV・許容濃度：なし】

- オーストラリア NICNAS は、工業化学品（届出・審査）法第 13B 条に基づき、オーストラリア化学物質インベントリー（AICS）を以下の通り改正した。【参考】

- ・ 15 物質を新たに収載、14 物質を即時収載した。（2015 年 12 月 2 日公示）
- ・ 17 物質を新たに収載、11 物質を即時収載、及び収載した 1 物質を削除した。（2015 年 11 月 3 日公示）
- ・ 10 物質を新たに収載、17 物質を即時収載した。（2015 年 10 月 7 日公示）
- ・ 11 物質を新たに収載、7 物質を即時収載した。（2015 年 9 月 2 日公示）
- ・ 13 物質を新たに収載、2 物質を即時収載した。（2015 年 8 月 5 日公示）
- ・ 11 物質を新たに収載、13 物質を即時収載、1 物質を修正、及び収載した 1 物質を削除した。（2015 年 7 月 8 日公示）
- ・ 8 物質を新たに収載、3 物質を即時収載した。（2015 年 6 月 2 日公示）
- ・ 3 物質を新たに収載、1 物質を即時収載した。（2015 年 5 月 7 日公示）
- ・ 18 物質を新たに収載した。（2015 年 4 月 8 日公示）
- ・ 11 物質を新たに収載、5 物質を即時収載した。（2015 年 3 月 4 日公示）

- ・ 9 物質を新たに収載、7 物質を即時収載した。(2015 年 2 月 3 日公示)
 - ・ 12 物質を新たに収載、9 物質を即時収載、2 物質を修正した。(2015 年 1 月 7 日公示)
- ニュージーランドは、EPA 有害性物質の更新を公表した。(2015 年 11 月／2015 年 9 月／2015 年 7 月／2015 年 6 月／2015 年 4 月／2015 年 1 月版)【参考】

VI 日本【参考】

- 化審法の関連で、2015 年 12 月 15 日から 2016 年 1 月 13 日まで、意見募集が行われた。今回の改正は、中央環境審議会の答申に基づき、塩素数が 2 であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に追加指定するとともに、当該物質が使用されている輸入禁止製品を追加指定するもの。(改正化審法施行令が 2016 年 3 月 2 日に公布された)
- 2015 年 12 月 24 日、環境省において、化学物質の環境リスク初期評価（第 14 次とりまとめ）の結果が公表された。それによると、健康リスク初期評価で 1 物質が、生態リスク初期評価で 3 物質が「詳細な評価を行う候補」とされている。
- ・ **健康リスク初期評価**
 - ・ 1,1-ジクロロエチレン (75-35-4／安衛法 (日) の通知対象物質)
 - ・ **生態リスク初期評価**
 - ・ セレン及びその化合物 (安衛法 (日) の通知対象物質)
 - ・ N,N-ジメチルオクタデシルアミン (124-28-7／安衛法 (日) の非通知対象物質)
 - ・ N,N-ジメチルドデシルアミン (112-18-5／安衛法 (日) の非通知対象物質)